

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

<http://www.yokota-kougai.com>



2019年6月6日
高裁判決

3次訴訟へのステップの年に！

原告団 団長代行 中島 利美



明けましておめでとうございます。今年も健やかに過ごせるようお祈りいたします！

我々の裁判も最終段階に入り、騒音被害を手っ取り早くなくし、しかも確実に効果のある手段としての“飛行差止め”と煩雑な裁判を何度も繰り返すことがないようにする“将来請求”を認めてもらうための二点を最高裁に上告しています。

去年は各地の基地訴訟で大きな動きがございました。ある裁判では高裁の判決で一審判決の過去の慰謝料の大幅な減額が一方的に言い渡されたり、また別の裁判では高裁の審理をたった一回で終わらせ、現地・現状も確認することなく結審するなど多くの裁判の過程を無視し逆境とも思える動きがありました。我々の裁判でも去年の6月6日の高裁判決で“飛行差止め”は棄却、“将来請求”は破棄されましたが過去の被害の慰謝料は十分とはいえないが前回第1

次新横田基地公害訴訟の時より33%の増額が認められました。原告の皆さんの熱意ある活動と堅実な弁護団のご支援があったためと感謝いたします！

こうした裁判は基地被害をなくすための要求を行政にお願いする有効な手段の一つとなるほか、基地運航の無制限な暴走を抑制するものとなります。現に夜間の飛行や正月、土曜、日曜、祝日などは緊急事態でやむを得ないとき以外は飛ばない約束になっています！

これからも一家団欒の時間帯の飛行禁止や、最近問題視される危険極まりないオスプレイの訓練と配備そのものの反対！低周波被害！環境基準の70W地域や訓練地域の被害を認定させることなどを重点的に要求していこうと考え準備しています。裁判ではどうしても大勢の訴えが必要です。是非ご協力お願いいたします！

安全・安心の生活環境を確保するために次の訴訟には倍増（原告の人数、慰謝料）をめざし頑張りましょう！

横田基地の動きに注視し運動を展開しよう

弁護団団長 弁護士 関島 保雄



明けましておめでとうございます。

一昨年は清水原告団事務局長を亡くし、昨年2月に大野芳一原告団長が亡くなるという、原告団弁護団に

とって大変悲しい出来事が続いた中で、昨年6月に東京高等裁判所の控訴審判決を迎えました。

判決は、 W75 以上の地域に住む原告の騒音被害は違法であると認定し、国に対し、約9億4000万円の支払いを命じました。賠償額は第1次訴訟より3割ほど増大しました。しかし、米軍及び自衛隊機の飛行差止請求と将来の賠償請求は認めませんでした。また W70 地域の原告の損害賠償も認めませんでした。

そのため、飛行差止請求を棄却した部分及び将来の賠償請求を却下した部分について最高裁判所に上告及び上告受理の申立を行い、現在最高裁判所に審理の場は移っています。

一方、国は上告しませんでしたので、過去の損害賠償は事実上確定し、国も原告代理人に任意に支払いました。現在、各支部で説明会を行

い、原告団総会で決定して原告の皆様へ賠償金をお支払いする手続きを進めています。

最高裁判所の審理は、外からは全く様子が変わりません。私達は最高裁判所に要請行動を行いビラを配布して被害住民の声を最高裁判所に反映させるしかありません。

最高裁判所は今年中に判決を出す可能性があります。

横田基地は、墜落の危険性が高いCV22オスプレイが常駐し、基地周辺上空で飛行訓練を繰り返し、騒音を撒き散らしています。また落下傘部隊の訓練等前線戦闘基地や訓練基地へと変貌し、周辺住民の不安を高め騒音被害を増大させています。

被害の増大を防ぐには、現在の原告以上の住民を集めて、次の大きな運動として、第3次訴訟を提起する準備もしなければなりません。

原告の皆様は、高齢化を迎える方々も多いとは思いますが、日本の平和と住民の平穏な環境を確保するため一層の活動をお願いしたいと思います。

弁護団一丸となって静かな眠れる夜を取り戻すためがんばります！

弁護団事務局長 弁護士 山口 真美



新年あけましておめでとうございます。

昨年は、1月に控訴審の結審、6月に東京高等裁判所による判決があるなど、第2次新横田基地公害訴訟が大きな

節目を迎えた年でした。高裁判決は、オスプレイによる被害の拡大に触れ、騒音被害に苦しむ住民の皆さんに損害賠償を認める判断をしまし

たが、将来請求と差止請求は認めませんでした。今年、舞台は最高裁に移ります。騒音被害の実態、オスプレイのうるささや危険性を明らかにし、騒音に苦しむ住民の声を最高裁に届けていくことが大切になります。「静かな眠れる夜」、皆さんが安心して暮らせる空を取り戻すために、弁護団一丸となって頑張る決意を表明して新年の挨拶とさせていただきます。

被害地域自治体首長から新年のメッセージ

昭島市



新年明けましておめでとうございます。

騒音被害のない静かで安全な生活環境の実現を目指し、日夜御活躍されている貴団に対しまして、深く敬意を表します。

平成25年に提訴されました第2次新横田基地公害訴訟におかれまして、昨年の6月に東京高等裁判所において控訴審判決が出された後に、最高裁判所に上告されたと伺っております。

昭島市といたしましても、引き続き市民の皆様の安全と生活環境を守る立場から、東京都や周辺市町とも連携を密にして、騒音被害の解消に向け関係機関に要請を行うなど、鋭意努力をしまいる所存であります。

年頭にあたり、貴団の所期の目的達成と団員の皆様の御健勝を御祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

令和2年1月

昭島市長 白井伸介

瑞穂町



謹んで新春をお祝い申し上げます。

航空機騒音被害のない静かで安全な生活の実現に向けてご尽力されている皆様のご活躍に、心から敬意を表します。

瑞穂町は、横田基地の前身である陸軍多摩飛行場の設置から、米軍の進駐、その後の数次の態様の変化を経ながら、基地と共に歩んで参りました。しかし、滑走路の延長線上に所在することから、航空機の騒音や事故発生の危険性に日夜悩まされ、現在に至っております。また昨今の、オリンピックの開催に合わせた軍民共用化の動きについても懸念しています。

これまで、議会をはじめ、東京都や基地周辺5市と連携し、航空機騒音など基地に起因する諸問題の解決に向け、米軍や防衛省などの関係機関へ訴えてまいりました。本年も引き続き関係機関に対し、機会を捉えながら、粘り強く働きかけていく所存です。

皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

令和2年1月

瑞穂町長 杉浦裕之

日野市



新年あけましておめでとうございます。

日野市は、平和が市民生活の基本であるとの理念のもとに、「核兵器廃絶・平和都市宣言」を行い、平和首長会議にも参加し、世界の恒久平和を祈って微力ながらも活動してまいりました。

横田基地に飛来する航空機の飛行直下の自治体として、市民の安全安心を守り、平穏無事は日々を強く望むものです。

結びに第2次新横田基地公害訴訟に参加される皆様の切実な願いが実現されますよう祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。

令和2年1月

日野市長 大坪冬彦

福生市



新しい年の門出に当たり、横田基地の航空機による騒音被害を軽減し、静かな生活環境の実現に向けて活動されている第2次新横田基地公害訴訟原告団の皆様に対し、心より敬意を表します。

平成25年3月に提訴された本訴訟は、平成29年10月の東京地方裁判所立川支部、令和元年6月の東京高等裁判所での判決を受け、現在、最高裁判所において審理されているとお聞きしておりますが、今後の様々な活動を通じて、貴団の目的が達成できますよう、祈念申し上げます。

福生市では、市民の生活環境の向上と安全安心を守るため、国や米軍に対して、正月三が日や受験シーズンの飛行停止、市内上空での低空飛行や夜間・早朝の飛行自粛などの要請を行っております。

今後も航空機騒音をはじめ、横田基地に起因する諸問題の解決に向けて、東京都や横田基地周辺市町とも連携しながら、国や米軍に対し、粘り強く要請を行ってまいる所存でございます。

結びに、皆様のご健勝と御活躍を祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

令和2年1月

福生市長 加藤育男

2019年 控訴審結審・判決 最高裁上告へ



2019/1/31 控訴審結審入廷行進



2019/6/6 控訴審判決 報告集会



2019/6/6 控訴審判決 報告集会。ガンバロウ！



2019/6/12 控訴審判決を受けて政府要請

全国の基地訴訟も最高裁の舞台へ



2019/4/16 普天間



2019/9/11 嘉手納



2019/10/25 岩国

最高裁は私たちの願いに応えてください

**軍用機が飛び交い、騒音ばら撒く空！
私たちは平穏な暮らしを取り戻したい**

私たちは「横田基地」の航空機騒音の被害救済を求めて、周辺住民が原告となり国を相手取って起こした第2次新横田基地公害訴訟原告団です。

横田基地は朝鮮戦争、ベトナム戦争では出撃基地としての役割がありましたが、その後は輸送機の守備基地へと変化した。しかし自衛隊の航空総隊司令部が移駐し米軍との共同作戦が顕著となり、常駐機による突如飛行訓練やパラシュート降下訓練が頻りに行われ騒音が多発するようになりました。さらに2018年10月に特殊作戦機C-77オスプレイ5機が正式配備され外米機の飛来も多くなり戦闘機の離発着も目立つようになりました。今夏には米軍クアム基地の無人偵察機グローバルホークが固定配備されました。北東アジアを視野に入れた特殊作戦出撃基地として大きく変化したのが現状です。

東京高裁 違法な騒音被害が

2019年(令和1)CV22オスプレイ騒音について、違法性を認め、差し止めや飛来に際した地域に居住者等に対する騒音防止措置を命じた。住民の健康被害を防止する。

2019/11/6 最高裁前でピラまき



2019/6/5 第44回公害被害者総行動 霞ヶ関パレード



2019/6/5 ニッショーホールで総決起集会



2019/6/5 第44回公害被害者総行動 霞ヶ関パレード



2019/6/5 外務省・防衛省要請



CV-22オスプレイ配備撤回へ

CV22オスプレイ 後部ハッチを開け銃口を市民に向けて飛行する訓練が常態化している



オスプレイ横田配備反対連絡会は、毎月周辺駅前です署名あつめ、危険なオスプレイの実態を市民に訴えてきた。2019年は立川、昭島、福生、八王子、豊田、箱根ヶ崎の各駅で実施した。



(上・下) 2019/11/24「横田基地に 日本のどこにもオスプレイはいらない4東京大集会」福生市多摩川中央公園



2019/3/7 危険な飛行実態訴えオスプレイ配備撤回へ 1万7千筆の署名提出 (配備反対連絡会) 累計で50,165筆提出

損害賠償金支払い Q & A

Q1 損害賠償額は確定しましたか？

A 過去の損害賠償額(控訴審の口頭弁論終結日まで)については、控訴審判決を原告、被告(国)ともに受け入れましたので確定しました。判決は被告(国)に対し、賠償額の支払いを命じ、被告(国)は原告の皆様各人の賠償額の総額として9億3900万円を支払ってきました。

Q2 一原告あたりの損害賠償額はいくらですか？

A コンター上のW値毎の金額は以下のとおりです(月額)。
 W値75以上80未満の区域/4,000円
 W値80以上85未満の区域/8,000円
 W値85以上90未満の区域/12,000円

Q3 防音工事済み住宅の原告は減額されるのですか？

A 防音工事済みの部屋数にかかわらず、10%の減額になります。同一住宅に複数の原告の方がいる場合、大人、子どもにかかわらず減額されます。

Q4 賠償金の支払いはどのようにおこなわれますか？

A 原告団幹事会と弁護団とで打合せを行い、諸手続の準備をしています。令和2年2月1日の原告団総会で、控除する経費の計算を含めて原告の皆様へ説明し、決議を得ます。

Q5 原告への連絡、支払いはいつ頃になりますか？

A 原告団総会決議後に、原告の皆様各人へ賠償金支払いにかかわる通知を送付します。各原告の皆様が必要事項を記載の上、弁護団事務局に提出後、各原告名義のご指定の金融機関口座へ振込手続が開始されます。
通知の迅速な送付、受領のために平成30年10月1日以降、現住所の変動があり、かつ、原告団事務局に報告していない原告の方は、原告団総会前までには報告してください。

なお、原告団事務局、弁護団は、賠償金支払いの準備を進めておりますが、1,000人を超える原告一人一人に支払いを完了するにはかなりの時間と手続を要します。諸般の事情で遅れることもあります。原告の皆様のご理解とご協力をお願いします。

住所変更した原告の方は必ず報告をお願いします

2018年(平成30年)10月1日以後に住所を移動し、かつ原告団事務局に報告をしていない原告の方は1月末日までに連絡をお願いいたします。

原告団事務所 電話 042-552-4451

11/1 低周波被害で環境省と懇談

11月1日、原告団・弁護団と環境省との懇談を行いました。

控訴審では、騒音による健康被害の問題や低周波音による被害の深刻さについて重点的に主張しました。しかし、この分野はまだ研究や調査が十分になされておらず、裁判所も正面から被害を認めていません。近年、欧州WHOが騒音による健康影響を指摘して、日本の環境基準よりもかなり厳しい基準を提案しており、低周波音の問題とともに環境省で検討が行われています。その環境省の検討の状況を確認と被害の実態を伝えるため環境省の担当者との懇談を申し入れたものです。環境省からは、環境基準と振動騒音対策の担当者が出席しました。以下、懇談の概要を報告します。

原告団・弁護団からは、環境基準の見直しや環境省による騒音実態・低周波音の調査、低周波音についての環境基準の策定などを求める文書を事前に提出してありました。

環境省の担当者から、昨年発表された、欧州WHOの最新の騒音ガイドラインについて今年度と来年度、環境省で研究者などの有識者による検討を行うこと、低周波音について航空機などの移動する音源についての調査はまだ予定してい



ないこと、実際の騒音測定は各自治体や他の関係機関が行うとの扱いであるため、環境省独自の騒音調査を行う予定はないこと、環境省として防衛省などに環境基準の達成を促す申し入れを行っていることなどの説明がありました。

意見交換では、このような環境省が行っている取り組みでは不十分であることを指摘したり、原告から騒音被害の実態について説明し、騒音と健康被害との調査や、基地の東西の騒音や夜間の騒音、低周波音などの各種の調査で実態を明らかにする必要性を申し入れるなどしました。懇談は、2時間近くに及びました。環境省担当者も「今回が最後ということではなく対応したい」と言っていましたので今後も継続した取り組みにしていきたいです。

【弁護士 小林善亮】

見せかけの復興を見抜く 11/16-17 第8回フクシマ現地調査

横田騒音公害訴訟原告団も参加している全国公害被害者総行動実行委員会は、毎年原発避難者訴訟原告の方々と実態調査を行っている。今なお故郷を捨てざるを得なくなり、棄民として苦しんでいるの方々とともに「フクシマ調査」に参加した。

福島県いわき市を貸切バスで出発して最初に訪れたのが、聖火リレーが出発する広野町のJビレッジだ。政府の肝いりで豪華なサッカー専用スポーツ施設が作られ、JR新駅まで設けられ

ていた。続いて向かった櫛葉町、富岡町には立派な町庁舎が建設され、原発交付金を垂れ流して公共施設をせっせと建てる、見せかけの復興の演出満載だった。

帰還困難区域の双葉町に入るには、事前届が必要で身分証明の点検が厳しい。8年前の時間が止まったままの姿があり、ゴーストタウンには除染作業員以外に誰もいない。

今回の調査では、浪江町津島地区の帰還困難地区の原告宅の惨状を案内してもらい、

(8ページへ続く)

原告団総会 ご参加ください

2月1日(土) 午後1時30分開会

昭島市役所 1階市民ホール

2月1日に第2次新横田基地公害訴訟原告団 臨時総会を開催します。

高裁判決で確定した損害賠償金の配分について、昨年12月より各支部説明会においてご説明をまいりましたが、最終的に総会で決議し、原告のみなさまへの支払いが始まります。大切な判断となりますので、できるだけご出席されるようお願いいたします。



(7ページからの続き)

原発訴訟で何を訴えているか切実な思いを聞くことができた。自然豊かな地を壊し住めない故郷にした東京電力と国の責任を問われなければならないと思った。



汚染土が山積みの浪江町津島地区

一方で、津波で命を奪われ、その猛威で姿を変えた南相馬市だが、立ち上がった農民連の取り組みに大きな希望を持つことができた。津波の跡地に農地を作り、その上で太陽光発電事業を拡大していた。こうした新たな取り組みの中で希望が生まれるのだと実感した調査だった。【奥村 博】



浪江町役場付近の道端でも
4.24マイクロシーベルトを記録。

原告団臨時総会

日時：2020(令和2)年2月1日 土曜日

午後1時30分～3時30分

会場：昭島市役所 1階市民ホール

(昭島市田中町1-17-1)

第1部 記念講演「横田基地の現状」

・横田基地の撤去をもとめる西多摩の会

代表 高橋美枝子氏

第2部 総会

今年も粘り強くやりましょう

オスプレイの横田基地配備を撤回する署名行動

みなさんの参加、地元の賛同者の方々の協力を呼びかけます

2月29日(土) 13時半～14時半
立川駅南口デッキ

原告団活動日誌

- 11/29 原告団ニュース第54号発行、発送作業
- 12/1～2 全国公害被害者総行動合宿に参加
- 12/1 臨時事務局会議
- 12/9 臨時幹事会
- 12/14～ 賠償金支払いに関する支部説明会始まる
- 12/16 第82回原告団幹事会
- 12/18 弁護団会議に出席
- 12/24 原告団ニュース編集会議
- 2020年1/4 オスプレイ横田配備反対署名・宣伝行動 @昭島駅北口
- 1/10 全国公害被害者総行動実行委員会&公害団体合同旗びらき
- 1/14 事務局会議
- 1/15 オスプレイ横田配備反対連絡会会議